平成２８年（フ）第５８号
茨城県水戸市城南２丁目11番15号　Ｆｏｒｚａ水戸302号
破産者　奥脇　秀孝
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７９号
栃木県栃木市大平町富田1578　リーズアクト西Ｂ、住民票上の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林663番地12
破産者　深草　賢也
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８０号
栃木県栃木市大平町西水代2930番地５
破産者　深草　政明
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６０１号
埼玉県草加市瀬崎１丁目９番１―405号
破産者　土山　和彦
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
東京都葛飾区東金町１丁目36番４―819号
破産者　後藤　　久
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
埼玉県春日部市南５丁目１番52号　エクラシア春日部
破産者　栗本　健二
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
埼玉県越谷市七左町４丁目192番地３　今西方
破産者　佐藤　宏一
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
埼玉県草加市谷塚上町316番地１　ピアニイレイディクス302号
破産者　西尾　　誠
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
広島市安佐南区東野３丁目13番27―９―101号
破産者　武田　孝美
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２６号
福岡市中央区平和３丁目12番１号
破産者　吉崎　忠生
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１号
福岡市南区柳河内２丁目１番29―101号
破産者　大坪　直之
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４９号
福岡市早良区四箇２丁目２番10―101号
破産者　井手本浩之
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８２号
福岡市城南区友丘１丁目１番28号
破産者　鶴　　昌紀
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０７号
福岡市南区横手３丁目32番31号
破産者　中村エミ子
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１７号
福岡市早良区星の原団地９番210号
破産者　古賀　隆浩
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１８号
福岡市南区大楠２丁目６番11―502号
破産者　洞　早百合
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４５１号
福岡市東区多の津４丁目10番５―205号
破産者　藤崎　武美
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７４号
福岡市東区社領１丁目７番２―902号、前住所京都市下京区西七条東御前田町13番地シャリマー五条　502号
破産者　溝口　良一
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７５号
福岡市東区社領１丁目７番２―902号
破産者　溝口　沙織
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部